

○島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する訓令

(平成14年3月19日島根県警察訓令第6号)

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する訓令(平成4年島根県警察訓令第13号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第5条の規定に基づき、公安委員会の権限に属する事務の代行について必要な細部事項を定めるものとする。

(本部長が定める警察職員)

第2条 規則第2条第2号の警察本部長(以下「本部長」という。)が定める警察職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 交通部運転免許課西部運転免許センター所長(以下「所長」という。)
- (2) 警察署の副署長、次長及び課長並びに雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番及び大田警察署温泉津広域交番の所長(以下「広域交番所長」という。)

(事務の代行)

第3条 規則第3条第2項の規定に基づき、本部長が部長等に代行させることができる事務及び代行者の区分は、別表のとおりとする。

(報告)

第4条 部長等が代行した事務については、警察本部の主管部長又は主管課長がその概要を取りまとめ、本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月28日島根県警察訓令第23号)

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日島根県警察訓令第32号)

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日島根県警察訓令第47号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日島根県警察訓令第12号)

この訓令は、平成15年3月31日から施行する。

附 則(平成15年5月27日島根県警察訓令第22号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成15年8月22日島根県警察訓令第26号)

この訓令は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成15年11月28日島根県警察訓令第38号)

この訓令は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年6月29日島根県警察訓令第21号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月26日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年4月26日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成17年7月19日島根県警察訓令第28号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する訓令別表道路交通法第51条の8第1項の項、第51条の9の項、第51条の11第1項の項、第51条の13第1項の項、第51条の13第1項第1号イの項及び第51条の13第1項第1号ロの項の規定の適用については、この訓令の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号の政令で定める日の前日までの間は、これらの項中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定により同法第3条の規定の施行前に行うことができる」とされる同条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則（平成17年11月25日島根県警察訓令第38号）

この訓令は、制定の日から施行する。ただし、別表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の部の改正規定及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の部の改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年5月12日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。ただし、別表に公益通報者保護法の部を加える改正規定は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年9月12日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年10月17日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成19年6月29日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成19年8月1日島根県警察訓令第27号）

この訓令は、平成19年8月31日から施行する。

附 則（平成19年9月14日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、制定の日から施行する。ただし、別表道路交通法の部の改正規定は、平成19年9月19日から施行する。

附 則（平成19年11月28日島根県警察訓令第33号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年2月29日島根県警察訓令第5号）

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年5月15日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行し、この訓令の施行後に受理した銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の2第1項又は第9条の5第2項の規定による申請に基づく許可又は認定について適用する。

附 則（平成20年6月6日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成20年6月23日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年11月14日島根県警察訓令第24号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年3月23日島根県警察訓令第16号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日島根県警察訓令第31号）

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月4日島根県警察訓令第40号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年3月9日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成23年3月11日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日島根県警察訓令第10号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日島根県警察訓令第18号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成24年6月15日島根県警察訓令第27号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成24年10月30日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年3月19日島根県警察訓令第9号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日島根県警察訓令第17号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月30日島根県警察訓令第26号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成25年10月1日島根県警察訓令第28号）
この訓令は、平成25年10月3日から施行する。

附 則（平成26年5月29日島根県警察訓令第14号）
この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日島根県警察訓令第26号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日島根県警察訓令第13号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日島根県警察訓令第14号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月28日島根県警察訓令第18号）
附 則（平成27年5月28日島根県警察訓令第18号）
この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日島根県警察訓令第13号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月13日島根県警察訓令第16号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年6月3日島根県警察訓令第17号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年6月7日島根県警察訓令第18号）
この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成28年6月17日島根県警察訓令第20号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年9月16日島根県警察訓令第31号）
この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年10月18日島根県警察訓令第36号）
この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成28年12月27日島根県警察訓令第40号）
この訓令は、平成29年1月3日から施行する。

附 則（平成29年3月3日島根県警察訓令第4号）
この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年6月9日島根県警察訓令第23号）
この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成29年11月1日島根県警察訓令第29号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年7月13日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、平成30年7月15日から施行する。

附 則（平成30年10月19日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成31年2月1日島根県警察訓令第2号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年6月11日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、令和元年6月13日から施行する。

附 則（令和元年10月11日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年11月27日島根県警察訓令第15号）

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の部の次に新設する改正規定は、制定の日から施行する。

附 則（令和2年8月14日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、制定の日から施行する。ただし、別表都市再生特別措置法の部の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長が部長等に代行させることができる事務			代行者の区分					備考
法令名	条項	事務の内容	警察本部		警察署			
			部長	課長	署長	副署長 (次長)	課長	
島根県情報公開条例 (平成12年島根県条例第52号)	第6条第1項	公開請求書の受付		○				
	第6条第2項	公開請求書の補正要求		○				
	第12条第2項	公開決定等の期間の延長		○				
	第13条	公開決定等の期間の特例延長		○				
	第14条第1項	事案の移送		○				
	第15条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等		○				
	第16条	公文書の公開の実施		○				
	第20条第2項	審査会に諮問した旨の通知		○				
	第21条第2項	裁決をした旨等の第三者への通知		○				
	第24条及び第26条	審査会への意見書又は資料等の提出		○				
	第25条第1項	審査会での意見の陳述		○				
第28条第1項	審査会への提出資料の写しの送付等		○					
島根県個人情報保護 条例（平成14年島根 県条例第7号）	第12条第1項	開示請求書の受付		○				
	第12条第3項（第25条第3項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）	開示請求書（訂正等請求書・利用停止請求書）の補正要求		○				
	第18条第2項（第28条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。）	開示決定等（訂正等の決定・利用停止決定等）の期間の延長		○				

	む。)						
	第18条第3項（第28条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。)	開示決定等（訂正等の決定・利用停止決定等）の期間の特例延長		○			
	第19条	事案の移送		○			
	第20条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等		○			
	第21条	個人情報の開示の実施		○			
	第25条第1項	訂正等請求書の受付		○			
	第27条	訂正等に関する通知		○			
	第30条第1項	利用停止請求書の受付		○			
	第32条	利用停止に関する通知		○			
	第34条第2項	審査会に諮問した旨の通知		○			
	第35条第2項	裁決をした旨等の第三者への通知		○			
	第38条及び第40条	審査会への意見書又は資料等の提出		○			
	第39条第1項	審査会での意見の陳述		○			
	第42条第1項	審査会への提出資料の写しの送付等		○			
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	第10条	裁定申請書の受理		○	○		
	第13条	裁定のための調査及び照会		○			
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に	第6条第1項	裁定申請書の受理		○	○		
	第8条第1項及び第2項	裁定のための調査及び照会		○			

関する法律（平成20年法律第80号）								
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第9条第1項	裁定申請書の受理		○				
	第10条	申請に関する援助		○				
	第13条第1項及び第2項	裁定のための調査及び協力の求め		○				
遺失物法（平成18年法律第73号）	第25条第1項	報告又は資料の提出要求			○			提出された報告又は資料の受理に限る。
	第25条第2項	報告若しくは資料の提出又は提示の要求			○			提出された報告若しくは資料の受理又は提示された保管物件の確認に限る。
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第28条第2項	特例施設占有者指定申請書の受理			○			
	第28条第4項	指定の公示		○				
	第29条第1項	公示事項変更の届出の受理			○			
	第29条第2項	公示事項変更の公示		○				
	第29条第3項	書類に係る記載事項変更の届出の受理			○			
	第30条第2項	指定の取消しの公示		○				
特例施設占有者の指定等に関する規則（平	第2条第2項	指定の通知		○				
	第2条第4項	不指定の通知		○				

成19年島根県公安委員会規則第23号)	第4条第2項	指定の取消しの通知		○				
警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）	第6条第2項	手数料を免除することが適当である者の認定		○	○			
行政手続法（平成5年法律第88号）	第5条第1項	審査基準の設定	○					
	第5条第3項	審査基準の公表	○					
	第6条	標準処理期間の設定及び公表	○					
	第7条	申請に対する審査及び応答		○				
	第9条第1項及び第2項	審査に関する情報の提供		○				
	第10条	公聴会の開催等		○				
	第12条第1項	処分基準の設定及び公表	○					
	第14条第1項及び第2項	不利益処分の理由の提示		○				
	第15条第1項	聴聞に係る通知		○				
	第15条第3項（第31条において準用する場合を含む。）	聴聞（弁明の機会の付与）に係る公示		○				
	第16条第4項（第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。）	代理人資格の喪失の届出の受理		○				
	第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定		○				
	第19条第1項	聴聞主宰者の指名	○					
第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開		○					
第30条	弁明の機会の付与に係る通知		○					
聴聞及び弁明の機会	第3条第3項	新たな主宰者の指名	○					

の付与に関する規則 (平成6年国家公安 委員会規則第26号)	第9条第1項(第24条第 2項において準用する場 合を含む。)	聴聞(弁明の機会の付与)の期日及び場所 の変更		○				
	第9条第2項(第24条第 2項において準用する場 合を含む。)	変更申出書の受理		○				
	第9条第3項(第24条第 2項において準用する場 合を含む。)	聴聞(弁明の機会の付与)の期日及び場所 の変更通知		○				
	第10条第1項	文書閲覧請求書の受理		○				
	第10条第2項	文書等の閲覧許可、閲覧の日時及び場所の 通知		○				
	第12条第1項	聴聞の審理の公開の通知並びに聴聞の期日 及び場所の公示		○				
	第19条第1項	聴聞調書等閲覧請求書の受理		○				
	第19条第2項	聴聞調書等の閲覧許可並びに閲覧の日時及 び場所の指定		○				
	第21条第1項	口頭による弁明の機会の付与		○				
	第21条第1項	弁明録取者の指名	○					
	第24条第1項	提出物目録の作成及び写しの交付並びに証 拠書類等の返還		○				
道路交通法の規定に 基づく意見の聴取及 び弁明の機会の付与 に関する規則(平成	第3条	主宰者の指名	○					
	第4条第2項	新たな主宰者の指名	○					
	第6条第2項	補佐人出頭の許可		○				
	第6条第3項	補佐人出頭許可の通知		○				

6年国家公安委員会規則第27号)	第8条第1項	意見の聴取の期日及び場所の変更		○				
	第8条第3項	意見の聴取の期日及び場所の変更通知と公示		○				
	第14条第1項	書面による弁明の機会の付与		○				
	第14条第2項	弁明録取者の指名	○					
島根県行政手続条例(平成7年島根県条例第24号)	第5条第1項	審査基準の設定	○					
	第5条第3項	審査基準の公表	○					
	第6条	標準処理期間の設定及び公表	○					
	第7条	申請に対する審査及び応答		○				
	第9条第1項及び第2項	審査に対する情報の提供		○				
	第10条	公聴会の開催等		○				
	第12条第1項	処分基準の設定及び公表	○					
	第14条第1項及び第2項	不利益処分の理由の提示		○				
	第15条第1項	聴聞に係る通知		○				
	第15条第3項(第29条において準用する場合を含む。)	聴聞(弁明の機会の付与)に係る公示		○				
	第16条第4項(第17条第3項及び第29条において準用する場合を含む。)	代理人資格の喪失の届出の受理		○				
	第18条第3項	文書等の閲覧の日時及び場所の指定		○				
	第19条第1項	聴聞主宰者の指名	○					
	第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開		○				
第28条	弁明の機会の付与に係る通知		○					
聴聞及び弁明の機会	第3条第3項	新たな主宰者の指名	○					

の付与に関する規則 (平成9年島根県公安委員会規則第5号)	第9条第1項(第24条第2項において準用する場合を含む。)	聴聞(弁明の機会の付与)の期日及び場所の変更		○				
	第9条第2項(第24条第2項において準用する場合を含む。)	変更申出書の受理		○				
	第9条第3項(第24条第2項において準用する場合を含む。)	聴聞(弁明の機会の付与)の期日及び場所の変更通知		○				
	第10条第1項	文書閲覧請求書の受理		○				
	第10条第2項	文書等の閲覧許可、閲覧の日時及び場所の通知		○				
	第12条第1項	聴聞の審理の公開の通知並びに聴聞の期日及び場所の公示		○				
	第19条第1項	聴聞調書等閲覧請求書の受理		○				
	第19条第2項	聴聞調書等の閲覧許可並びに閲覧の日時及び場所の指定		○				
	第21条第1項	口頭による弁明の機会の付与		○				
	第21条第1項	弁明録取者の指名	○					
	第24条第1項	提出物目録の作成及び写しの交付並びに証拠書類等の返還		○				
島根県公安委員会が行う生活安全部門における不利益処分における不利益処分の取扱いに関する規則	第2条第1項	不利益処分の名宛人に対する通知		○	○			
	第3条	不利益処分の名宛人が所在不明の場合における告示		○				

(平成10年島根県公安委員会規則第3号)								
行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項	総代の互選の命令		○				
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	利害関係人の参加の許可		○				
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第2項	利害関係人に対する参加の要求		○				
	第16条	標準審理期間の設定及び公表		○				
	第23条	審査請求書の補正の命令		○				
	第25条第4項	緊急の必要があると認めるときの執行停止		○				
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第2項	処分庁等に対する弁明書の提出要求		○				
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第5項	弁明書の提出があったときの送付		○				
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第1項	反論書を提出すべき相当の期間の設定		○				
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第	意見書を提出すべき相当の期間の設定		○				

30条第2項							
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第3項	反論書又は意見書の提出があったときの送付		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第1項	審査請求人又は参加人に対する口頭意見陳述の機会の付与		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第2項	口頭意見陳述の期日及び場所の指定		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第3項	申立人が補佐人とともに出頭することの許可		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第4項	申立人がする口頭意見陳述の制限		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第5項	申立人が処分庁等に対して質問をすることの許可		○				
第32条第2項	処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第32条第3項	証拠書類等を提出すべき相当の期間の設定		○				
第9条第3項の規定によ	物件の提出の要求及び提出すべき相当の期		○				

り読み替えて適用する第33条	間の設定						
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第34条	参考人に対する陳述又は鑑定の要求		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第1項	検証することの決定		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第2項	検証の日時及び場所の通知		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第36条	審査請求に係る事件に関する審理関係人への質問		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第1項及び第2項	審理関係人からの意見の聴取		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第2項	提出書類等の閲覧等の実施に係る提出人からの意見聴取		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第3項	提出書類等の閲覧等の日時及び場所の指定		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第	審理手続の終結の決定		○				

	41条第1項及び第2項							
行政不服審査法施行 条例（平成28年島根 県条例第12号）	第12条第1項	手数料を減額し、又は免除することが適当 である者の認定		○				
公益通報者保護法(平 成16年法律第122号)	第10条第1項	公益通報の受理及び調査の実施		○				
刑事訴訟規則（昭和 23年最高裁判所規則 第32号）	第141条の2	司法警察員の指定の通知		○				
風俗営業等の規制及 び業務の適正化等 に関する法律（昭和23 年法律第122号）	第3条第1項	営業の許可			○			
	第3条第2項（第31条の 23において準用する場 合を含む。）	営業の許可に対する条件の付加及び変更		○				
	第4条第3項（第31条の 23において準用する場 合を含む。）	営業所が滅失した場合における許可			○			
	第5条第2項（第31条の 23において準用する場 合を含む。）	許可証の交付			○			
	第5条第3項（第31条の 23において準用する場 合を含む。）	不許可の通知		○				
	第5条第4項（第31条の 23において準用する場 合	許可証の再交付					○	

を含む。)							
第7条第1項（第31条の23において準用する場合を含む。)	相続の承認			○			
第7条第5項（第7条の2第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）、第7条の3第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）及び第31条の23において準用する場合を含む。)	許可証の書換え				○		
第7条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。)	相続の不承認の通知		○				
第7条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。)	返納許可証の受理					○	
第7条の2第1項（第31条の23において準用する場合を含む。)	合併の承認			○			
第7条の3第1項（第31条の23において準用する場合を含む。)	分割の承認			○			
第9条第2項（第31条の	構造及び設備の変更の承認			○			

23において準用する場合を含む。)							
第9条第3項（第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。)	変更届の受理					○	
第9条第4項（第31条の23において準用する場合を含む。)	許可証の書換え				○		
第9条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。)	構造及び設備の変更届の受理				○		
第10条第1項及び第3項（第31条の23において準用する場合を含む。)	許可証の返納の受理					○	
第10条の2第1項（第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者（特例特定遊興飲食店営業者）の認定			○			
第10条の2第3項（第31条の23において準用する場合を含む。)	認定証の交付			○			
第10条の2第4項（第31条の23において準用する場合を含む。)	特例風俗営業者（特例特定遊興飲食店営業者）の認定をしない旨の通知		○				
第10条の2第5項（第31	認定証の再交付					○	

条の23において準用する場合を含む。)							
第10条の2第7項及び第9項（第31条の23において準用する場合を含む。)	認定証の返納の受理					○	
第20条第2項	遊技機の認定		○				
第20条第4項	遊技機の検定		○				
第20条第10項	遊技機の増設、交替その他の変更の承認				○		
第24条第5項（第31条の23において準用する場合を含む。)	管理者の解任の勧告		○				
第24条第6項（第31条の23において準用する場合を含む。)	管理者に対する講習	○					
第25条	風俗営業者に対する指示	○					
第27条第1項	店舗型性風俗特殊営業開始届出の受理			○			
第27条第2項（第31条の12第2項において準用する場合を含む。)	廃止又は変更届出の受理				○		
第27条第4項（第31条の12第2項において準用する場合を含む。)	届出確認書の交付			○			
第29条	店舗型性風俗特殊営業者に対する指示	○					
第31条第1項（第31条の5第3項において準用す	営業停止標章のはり付け			○			

る場合を含む。)							
第31条第2項及び第3項 (第31条の5第3項において準用する場合を含む。)	標章の除去			○			
第31条の2第1項	無店舗型性風俗特殊営業開始届出の受理			○			
第31条の2第2項(第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)	廃止又は変更届出の受理				○		
第31条の2第4項(第31条の7第2項において準用する場合を含む。)	届出確認書の交付			○			
第31条の4第1項及び第31条の6第2項第1号	無店舗型性風俗特殊業者に対する指示	○					
第31条の4第2項	はり紙等の除却	○					
第31条の6第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理	○					
第31条の7第1項	映像送信型性風俗特殊営業開始届出の受理			○			
第31条の9第1項及び第31条の11第2項第1号	映像送信型性風俗特殊業者に対する指示	○					
第31条の9第2項	自動公衆送信装置設置者に対する勧告	○					
第31条の9第3項	総務大臣との協議	○					

第31条の10及び第31条の11第2項第2号	年少者の利用防止のための命令	○					
第31条の11第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理	○					
第31条の12第1項	店舗型電話異性紹介営業開始届出の受理			○			
第31条の14	店舗型電話異性紹介営業者に対する指示	○					
第31条の16第1項	営業停止標章のはり付け			○			
第31条の16第2項及び第3項	標章の除去			○			
第31条の17第1項	無店舗型電話異性紹介営業開始届出の受理			○			
第31条の19第1項及び第31条の21第2項第1号	無店舗型電話異性紹介営業者に対する指示	○					
第31条の19第2項	はり紙等の除却	○					
第31条の21第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理	○					
第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可		○				
第31条の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示	○					
第33条第1項	深夜における酒類提供飲食店営業の営業開始届出の受理			○			
第33条第2項	廃止又は変更届出の受理				○		
第34条第1項	飲食店営業者に対する指示	○					
第35条の4第1項及び第	接客業務受託営業者に対する指示	○					

	4項第1号						
	第35条の4第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理	○				
	第37条第1項	報告又は資料の要求	○				
	第38条第1項	少年指導委員の委嘱	○				
	第38条第5項	少年指導委員に対する研修の実施		○			
	第38条第6項	少年指導委員の解嘱	○				
	第38条の2第1項	少年指導委員を風俗営業の営業所等へ立ち入らせること。			○		
	第38条の2第2項	少年指導委員に対する指示			○		
	第38条の2第3項	少年指導委員からの立入結果報告の受理			○		
	第41条第2項	聴聞の事務手続に関すること。			○		
	第41条の2	医師の指定	○				
	第41条の3第1項	国家公安委員会への報告等	○				
	第41条の3第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理	○				
	第42条	飲食店営業等の停止の通知			○		
	第44条第1項	風俗営業団体等の届出の受理			○		
	第44条第2項	必要な助言、指導その他の措置			○		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府	第1条第11号ハ(2)	遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに足りる能力を有する者の認定			○		

令（昭和60年総理府令第1号）								
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第10条第2項（第78条第2項において準用する場合を含む。）	許可の通知及び許可証の交付			○			
	第10条第3項（第78条第2項において準用する場合を含む。）	風俗営業管理者証（特定遊興飲食店営業管理者証）の交付			○			
	第16条第1項（第22条及び第84条において準用する場合を含む。）	相続等（構造及び設備）の承認通知			○			
	第16条第2項（第22条及び第84条において準用する場合を含む。）	相続等（構造及び設備）の不承認通知		○				
	第20条第3項	風俗営業管理者証の受理				○		
	第20条第4項	風俗営業管理者証の交付及び書換え交付			○			
	第26条第2項（第94条第2項において準用する場合を含む。）	特例風俗営業業者（特例特定遊興飲食店営業業者）の認定通知及び認定証の交付			○			
	第40条第1項（第97条第3項において準用する場合を含む。）	管理者講習の通知		○				
	第40条第2項（第97条第3項において準用する場合を含む。）	管理者講習を受講させることができない理由書の受理		○				

	第44条第2項（第55条第2項及び第66条第2項において準用する場合を含む。）	届出確認書不交付通知書の交付				○		
	第45条（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）	届出確認書の再交付				○		
	第46条第1項及び第2項（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）	届出確認書の返納の受理					○	
	第88条第3項	特定遊興飲食店営業管理者証の受理					○	
	第88条第4項	特定遊興飲食店営業管理者証の交付及び書換え交付				○		
	第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱	○					
風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）	第5条第1項	事業計画書等の受理	○					
	第5条第2項	事業報告書等の受理	○					
	第5条第3項	報告又は資料の徴収		○				
	第9条第4項	風俗環境浄化協力団体に対する必要な助言、指導その他の措置		○				
遊技機の認定及び型式の検定等に関する	第1条第1項	遊技機の認定申請書の受理				○		
	第1条第4項	遊技機の点検及び取扱いを適正に行うこと		○				

規則（昭和60年国家 公安委員会規則第4 号）		ができる者の認定						
	第1条の2	認定申請書等の補正要求		○				
	第3条第2項	遊技機の認定通知		○				
	第3条第3項	遊技機を認定しない旨の通知		○				
	第5条第3項	認定の取消通知		○				
	第7条第1項	遊技機の検定申請書の受理		○				
	第7条の2第1項	同一の型式に属する遊技機を製造する能力 を有する者であることの確認		○				
	第7条の2第2項	確認申請書の受理		○				
	第7条の2第3項	確認証明書の交付		○				
	第7条の2第4項	変更届出書等の受理		○				
	第7条の2第5項	廃止届出書の受理		○				
	第7条の2第7項	確認の取消通知		○				
	第7条の3	検定申請書等の補正要求		○				
	第8条第1項	検定に関する試験等		○				
	第8条第2項	再試験命令	○					
	第9条第1項	規格適合検定の通知及び公示		○				
	第9条第2項	規格不適合検定の通知		○				
	第11条第2項第4号	報告の請求		○				
	第11条第2項第5号	警察職員に遊技機等の検査又は関係者に対 する質問をさせること。		○				
	第11条第4項	検定の取消通知及び公示等		○				
少年指導委員規則(昭 和60年国家公安委員 会規則第2号)	第2条第1項	活動区域の設定	○					
	第2条第2項	少年指導委員を関係住民に周知させる措置				○		
	第8条	解嘱理由の通知及び弁明の機会付与	○					

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則(平成21年島根県公安委員会規則第11条)	第4条	医師の指定等の公示		○				
古物営業法(昭和24年法律第108号)	第3条	古物商又は古物市場主の許可			○			
	第5条第1項	許可申請書の受理			○			
	第5条第2項	許可証の交付			○			
	第5条第3項	許可しない理由の通知		○				
	第5条第4項	許可証の再交付				○		
	第6条第2項	事実の公告		○				
	第7条第1項及び第2項	変更の届出の受理				○		
	第7条第5項	許可証の書換え				○		
	第8条	許可証の返納の受理					○	
	第8条の2第1項	古物商の氏名等を公衆の閲覧に供すること。		○				
	第8条の2第2項	変更事項の補正		○				
	第10条第1項	競り売りの届出の受理				○		
	第10条第3項	古物に関する事項等の届出の受理				○		
	第10条の2第1項	古物競りあっせん業者営業開始届出書の受理			○			
	第10条の2第2項	廃止届出書又は変更届出書の受理				○		
第13条第4項	管理者の解任の勧告		○					

	第14条第1項ただし書	仮設店舗における営業の届出の受理				○		
	第21条の5第1項及び第21条の6第1項	古物競りあっせん業者の認定	○					
	第23条第1項及び第2項	指示	○					
	第25条第2項	聴聞の事務手続に関すること。		○				
	第26条	情報の提供		○				
	第27条第1項	国家公安委員会への報告		○				
	第27条第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理		○				
古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)	附則第3条第2項	許可証の交付の申請の受理			○			
	附則第3条第3項	許可証の交付			○			
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第4条第1項	許可証の再交付申請書の受理				○		
	第5条第9項	許可証の書換申請書の受理				○		
	第6条	変更後の規約の受理				○		
	第7条	返納理由書の受理				○		
	第12条第1項	行商従業者証又は標識の様式の承認	○					
	第12条第2項	行商従業者証等を承認した様式等の官報による公示		○				
	第19条の4第1項	認定申請書の受理			○			
	第19条の7第1項(第19条の12において準用する場合を含む。)	認定した旨の通知及び官報による公示		○				
	第19条の7第2項(第19条の12において準用する	認定しない旨の通知		○				

	場合を含む。)							
	第19条の9第2項	変更届出書の受理				○		
	第19条の10第2項（第19条の14第2項において準用する場合を含む。）	認定取消しの官報による公示		○				
	第19条の11第1項	認定申請書の受理			○			
	第19条の13第1項	廃止の届出書等の受理				○		
古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号）	附則第3条第4項	主たる営業所等の届出の受理			○			
質屋営業法（昭和25年法律第158号）	第2条第1項	営業の許可			○			
	第3条第2項	意見の聴取	○					
	第3条第3項	不許可の通知		○				
	第4条第1項	営業内容変更の許可			○			
	第4条第2項及び第3項	営業内容変更届出の受理			○			
	第8条第1項	許可証の交付			○			
	第8条第2項	許可証の書換え				○		
	第8条第3項	許可証の亡失又は盗難届出の受理				○		
	第8条第4項	許可証の再交付				○		
	第9条	許可証の返納の受理				○		
	第26条第2項	聴聞の事務手続に関すること。		○				
	第27条	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理		○				
	第28条第3項第1号及び	質置主保護に係るものの承認		○				

	第5項							
質屋営業法施行規則 (昭和25年総理府令 第25号)	第9条	質物の保管設備変更届出の受理			○			
	第10条	死亡の届出書の受理					○	
	第12条	許可証書換申請書の受理					○	
	第14条	許可証再交付申請書の受理					○	
金属くずの取扱いに 関する条例(昭和32 年島根県条例第27号)	第3条	金属くず商の届出の受理			○			
	第4条	従業員届出の受理				○		
	第5条第1項及び第4項	金属くず商等の届出証明書の交付、書換え 又は再交付					○	
	第5条第2項及び第3項	異動届出等の受理					○	
	第7条	証明書返納の受理				○		
警備業法(昭和47年 法律第117号)	第4条	警備業の認定	○					
	第5条第1項及び第7条 第4項	認定申請書・認定更新申請書の受理			○			
	第5条第2項	認定の通知及び認定証の交付		○				
	第5条第5項	認定証の再交付		○				
	第7条第2項	認定証の有効期間の更新	○					
	第11条第2項	他の公安委員会への変更内容の通知		○				
	第11条第3項	認定証の書換え		○				
	第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付		○				
	第22条第2項第1号	警備員指導教育責任者講習の実施	○					
	第22条第2項第2号	警備員指導教育責任者講習課程修了者と同 等以上の知識及び能力のある者の認定	○					
	第22条第5項(第23条第 5項及び第42条第3項に	警備員指導教育責任者資格者証(合格証明 書、機械警備管理業務管理者資格者証)書		○	書換		○	受理

	において準用する場合を含む。)	換え申請書の受理及び書換え		え				
	第22条第6項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警備業務管理者資格者証）再交付申請書の受理及び再交付		○ 再交付			○ 受理	
	第22条第7項（第23条第5項及び第42条第3項において準用する場合を含む。)	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警備業務管理者資格者証）の返納受理					○	
	第22条第8項	現任警備員指導教育責任者講習の実施	○					
	第23条第1項	警備員等の検定の実施	○					
	第23条第4項	合格証明書の交付		○				
	第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付		○				
	第42条第2項第1号	機械警備業務管理者講習の実施	○					
	第42条第2項第2号	機械警備業務管理者講習課程修了者と同等以上の知識及び能力のある者の認定	○					
	第46条	報告の徴収		○				
	第47条第1項	警察職員に立入検査をさせること。		○	○			
	第48条	警備業者に対する指示	○					
	第50条第2項	聴聞の期日及び場所の公示		○				
	第51条	医師の指定	○					
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）	附則第5条	検定合格者の審査		○				

警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)	第4条第2項	公安委員会があらかじめ指定する医師の診断を受けることの要求		○				
	第9条	更新認定証の交付		○				
	第20条第1項	認定証書換え申請書の受理			○			
	第39条第3項	警備員指導教育責任者の選任に関する承認		○				
	第42条第1項(第63条第1項において準用する場合を含む。)	資格者証交付申請書の受理					○	
	第63条第2項	公安委員会があらかじめ指定する医師の診断を受けることの要求		○				
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)	第2条(第13条において準用する場合を含む。)	講習の公示		○				
	第3条第4項	警備業務に関する知識及び能力の認定			○			
	第4条(第13条において準用する場合を含む。)	受講申込書等の受理				○		
	第7条第1項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付		○				
	第7条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。)	講習修了証明書再交付申請書の受理及び再交付		○	再交付		○	受理
	第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付		○				
警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規	第6条第3項	検定実技試験員の指定	○					
	第7条	検定の公示		○				
	第8条第2号	警備業務に関する知識及び能力の認定	○					

則第20号)	第9条	検定申請書の受理				○		
	第10条	受検票の交付		○				
	第11条	成績証明書の交付		○				
	第12条第1項	成績証明書の書換え申請書の受理及び書換え		○ 書換え	○ 受理			
	第12条第2項	成績証明書の再交付申請書の受理及び再交付		○ 再交付	○ 受理			
	附則第9条	検定合格者審査の公示		○				
	附則第10条	審査申請書の受理			○			
島根県警備業法施行 細則（昭和58年島根 県公安委員会規則第 1号）	第4条	即応体制の整備の基準の適用除外対象施設 の認定申請書の受理及び適用除外対象施設 の認定	○					
	第7条	医師の指定等の公示		○				
探偵業の業務の適正 化に関する法律（平 成18年法律第60号）	第4条第1項及び第2項	探偵業開始届出書、探偵業廃止届出書及び 探偵業変更届出書の受理			○			
	第4条第3項	探偵業届出証明書の交付			○			
	第13条第1項	報告又は資料の提出要求及び立入検査等		○	○			
	第14条	探偵業者に対する指示	○					
探偵業の業務の適正 化に関する法律施行 規則（平成19年内閣 府令第19号）	第4条第2項	探偵業届出証明書再交付申請書の受理及び 再交付				○		
	第4条第3項及び第4項	返納された探偵業届出証明書の受理					○	
不正アクセス行為の	第9条第1項	援助申出書の受理及び援助措置の実施	○					

禁止等に関する法律 (平成11年法律第128号)	第9条第2項	事例分析の実施の事務の委託	○					
	第9条第5項	不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及		○	○			
不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則(平成11年国家公安委員会規則第12号)	第1条第2項	援助を行うために必要な資料の提出要求	○					
	第3条	事例分析実施事務委託先の技術的能力かつ社会的信用の認定	○					
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)	第7条第1項	事業開始届出書の受理			○			
	第7条第2項	事業廃止届出書又は届出事項変更届出書の受理			○			
	第13条及び第15条第2項第1号	インターネット異性紹介事業者に対する指示	○					
	第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理	○					
	第16条	報告又は資料の提出要求	○					
	第17条第1項	国家公安委員会への報告等	○					
	第17条第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理	○					
	第20条	登録誘引情報提供機関に対する情報提供		○				
島根県青少年の健全な育成に関する条例	第17条第1項	利用カード自動販売機の設置等の届出の受理			○			

(昭和40年島根県条例第21号)	第17条第2項	変更及び廃止届出の受理			○			
	第28条第2項	報告の徴収及び立入調査等		○				
島根県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成18年島根県条例第21号)	第11条	知事からの通知の受理		○				
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	第3条第1項第11号及び第13号	捕鯨用標識銃等の製造事業届出等の受理			○			
	第3条第2項	人命救助等に従事する者の届出の受理				○		
	第3条第3項及び第3条の2第2項	使用人の届出の受理				○		
	第4条第1項第1号	散弾銃及び空気銃の所持許可(猟銃・空気銃所持許可証の交付を受けていない者に対するものに限る。)並びにライフル銃の所持許可	○					
	第4条第1項第1号、第2号、第6号から第10号まで及び第5項	上記以外の散弾銃及び空気銃並びに救命索発射銃等の所持許可			○			
	第4条第1項第3号から第5号の2まで	空気けん銃等の所持許可	○					
	第4条第2項	所持許可に対する条件の付加及び変更			○			
	第4条の2	散弾銃及び空気銃の所持許可申請書(猟銃・空気銃所持許可証の交付を受けていない者に係るものに限る。)並びにライフル銃			○			

	及び空気けん銃等の所持許可申請書の受理						
第4条の2	上記以外の銃砲刀剣類の所持許可申請書の受理			○			
第4条の3第1項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。）	75歳以上の者の許可申請時に行う認知機能検査		○	○			
第4条の3第2項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。）	医師の指定	○					
第4条の3第2項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。）	受診命令及び診断書の提出命令	○					
第4条の4第1項	銃砲又は刀剣類の確認					○	
第4条の4第2項	番号又は記号の打刻命令		○				
第5条の3第1項	講習会の開催		○				
第5条の3第2項	講習修了証明書の交付		○				
第5条の3第3項（第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。）	講習修了証明書等書換申請書の受理及び書換え					○	
第5条の3第3項（第5条の4第3項、第5条の	講習修了証明書等再交付申請書の受理及び再交付		○				

5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の14第3項において準用する場合を含む。)							
第5条の3第4項	講習会講師の委託	○					
第5条の4第1項及び第2項	技能検定の実施と技能検定合格証明書の交付	○					
第5条の4第3項	技能検定申請書の受理		○				
第5条の5第1項	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施		○				
第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付		○				
第5条の5第4項	講習事務の一部委託	○					
第6条第3項	国際競技に参加する外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請書の受理		○				
第7条第1項	許可証の交付及び記載					○	
第7条第2項	許可証の書換申請書の受理及び書換え（狩猟法以外の有害鳥獣駆除用途の追加）	○					
第7条第2項	上記以外の許可証の書換申請書の受理及び書換え				○		
第7条第2項	許可証の再交付申請書の受理及び再交付					○	
第7条の3	更新申請書の受理及び許可の更新			○			
第8条第2項、第4項及び第5項並びに第9条第3項	許可証の返納の受理					○	

第8条第3項	抹消申請書の受理及び許可事項の抹消					○	
第8条第7項	提出命令及び提出された銃砲又は刀剣類の仮領置			○			
第8条第8項から第10項まで	仮領置した銃砲刀剣類の返還、売却、廃棄又は売却代金の交付等			○			
第8条の2第2項	提出命令及び提出されたけん銃部品の仮領置			○			
第8条の2第3項及び第4項	仮領置したけん銃部品の返還、売却、廃棄又は売却代金の交付等			○			
第9条の3第1項	射撃指導員の指定	○					
第9条の4第2項	教習射撃指導員選解任届出の受理			○			
第9条の5第2項	散弾銃の教習資格認定（猟銃・空気銃所持許可証の交付を受けていない者に対するものに限る。）及びライフル銃の教習資格認定	○					
第9条の5第2項	上記以外の教習資格認定			○			
第9条の5第2項	教習資格認定証の交付					○	
第9条の5第3項	教習資格認定証の返納の受理					○	
第9条の5第4項	散弾銃の教習資格認定申請書（猟銃・空気銃所持許可証の交付を受けていない者に係るものに限る。）及びライフル銃の教習資格認定申請書の受理		○				
第9条の5第4項	上記以外の教習資格認定申請書の受理			○			
第9条の6第2項	教習用備付け銃届出等の受理			○			
第9条の6第3項	番号又は記号の打刻命令		○				

第9条の7第3項	保管の設備又は方法の改善等の命令			○			
第9条の8第3項	提出命令及び提出された教習用備付け銃の仮領置			○			
第9条の8第4項及び第5項	仮領置した教習用備付け銃の返還、売却、廃棄又は売却代金の交付等			○			
第9条の9第2項	練習射撃指導員選解任届出の受理			○			
第9条の10第2項	射撃練習の資格認定			○			
第9条の10第2項	練習資格認定証の交付					○	
第9条の10第3項	練習資格認定申請書の受理			○			
第9条の10第3項	練習資格認定証の返納の受理					○	
第9条の11第2項	練習用備付け銃届出等の受理			○			
第9条の11第2項	番号又は記号の打刻命令		○				
第9条の11第2項	保管の設備又は方法の改善等の命令			○			
第9条の12第2項	提出命令及び提出された練習用備付け銃の仮領置			○			
第9条の12第3項及び第4項	仮領置した練習用備付け銃の返還、売却、廃棄又は売却代金の交付等			○			
第9条の13第1項	年少射撃資格認定申請書の受理		○				
第9条の13第1項	年少射撃資格の認定	○					
第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付					○	
第9条の13第3項	年少射撃資格認定証書換申請書又は年少射撃資格認定証再交付申請書の受理及び書換え又は再交付					○	
第9条の14第1項	年少射撃資格の認定のための講習会の開催		○				
第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付		○				

第9条の14第3項	講習事務の一部委託	○					
第9条の15第2項及び第3項	年少射撃資格認定証の返納の受理					○	
第10条の6第1項	銃砲の保管状況に関する報告聴取			○			
第10条の6第2項	立入検査等		○	○			
第10条の6第6項	保管の設備又は方法の改善等の命令			○			
第10条の8第1項	猟銃等保管業届出書の受理	○					
第10条の8第2項	猟銃等保管業者に対する改善命令等			○			
第10条の8第4項	猟銃等保管業廃止届出書の受理			○			
第10条の9	危害予防に関する指示	○					
第11条第7項及び第8項	提出命令及び提出され、又は保管している銃砲又は刀剣類の仮領置			○			
第11条第9項から第11項まで	仮領置した銃砲刀剣類の返還、売却、廃棄又は売却代金の交付等			○			
第11条の2第1項及び第3項	提出命令及び提出されたけん銃部品の仮領置			○			
第11条の2第2項	けん銃部品の仮領置			○			
第11条の2第4項から第6項まで	仮領置したけん銃部品の返還、売却、廃棄又は売却代金の交付等			○			
第12条第1項	聴聞の事務手続に関すること。		○				
第12条の3	医師の指定	○					
第12条の3	報告徴収及び受診命令	○					
第13条の2	公務所等への照会		○	○			
第13条の3第1項	提出命令及び提出された銃砲又は刀剣類の保管			○			

	第13条の3第2項	保管した銃砲刀剣類の返還			○			
	第13条の3第3項	提出命令及び提出されたけん銃部品の保管			○			
	第13条の3第4項	保管したけん銃部品の返還			○			
	第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項	文化庁長官又は教育委員会からの登録等の通知の受理		○				
	第22条の2	模造けん銃の製造等届出の受理	○					
	第22条の3第2項	模擬銃器の製造等届出の受理	○					
	第24条の2第8項	一時保管した銃砲刀剣類の売却、廃棄又は売却代金の交付			○			
	第26条第2項及び第5項	提出命令及び提出された銃砲又は刀剣類の仮領置並びに返還			○			
	第27条第1項及び第3項	提出命令及び提出された銃砲又は刀剣類の売却、廃棄又は売却代金の交付等			○			
	第27条の2第1項及び第2項	報告徴収及び立入検査		○	○			
	第28条第1項	猟銃安全指導員の委嘱	○					
	第28条第3項	猟銃安全指導員への情報提供		○				
	第28条の2第6項	猟銃安全指導員に対する研修の実施		○				
	第28条の2第7項	猟銃安全指導員の解嘱	○					
	第29条第1項	申出の受理		○	○			
	第29条第2項	必要な調査及び適当な措置		○	○			
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）	第15条第2項	講習会開催の公表		○				
	第20条第1項	技能検定実施日時等の指定	○					
	第20条第1項	技能検定実施日時等の通知		○				

	第21条第1項	技能講習実施日時等の指定	○					
	第21条第1項	技能講習実施日時等の通知		○				
	第24条第2項	許可期間の延長	○					
	第29条第1項	年少射撃資格講習会の開催の公表		○				
	第35条第1項、第2項及び第6項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○				
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）	第4条第2項及び第4項	記載事項変更届出等の受理					○	
	第4条第3項	奥書き交付				○		
	第5条第2項	人命救助等に従事する者届出済証明書の交付				○		
	第5条第3項	人命救助等に従事する者の解雇等の届出の受理及び人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失、盗難又は滅失届出の受理				○		
	第6条第2項	使用人届出済証明書の交付				○		
	第6条第3項	使用人の解雇等の届出の受理				○		
	第6条第5項	使用人届出済証明書の亡失、盗難又は滅失届出の受理				○		
	第10条第1項第1号	公安委員会が認める医師の認定	○					
	第12条第2項（第42条第2項において準用する場合を含む。）	取り消された者の通知の受理					○	
	第20条	狩猟等講習受講申込書の受理		○			○	
	第26条	技能講習受講申込書の受理		○			○	
	第30条	許可期間延長申請書の受理		○				
第35条第1項	新たな許可証の交付					○		

第36条	許可証等の返納届出書の受理						○	
第43条	射撃指導員指定申請書の受理		○					
第50条	教習射撃場指定申請書の受理		○					
第54条	記載事項変更届出書の受理		○					
第58条第2項	奥書き交付					○		
第64条	練習射撃場指定申請書の受理		○					
第68条	記載事項変更届出書の受理		○					
第80条	年少射撃資格講習受講申込書の受理		○	○				
第90条第2項	記載事項変更届の受理		○					
第90条第3項、第100条第3項、第102条第4項及び第103条第2項	奥書き交付（記載事項変更に係るものを除く。）	○						
第90条第3項、第100条第3項、第102条第4項及び第103条第2項	記載事項変更に係る奥書き交付		○					
第100条第1項	準空気銃製造等届出書の受理	○						
第100条第2項及び第4項	記載事項変更届及び廃止届の受理		○					
第102条第3項及び第5項	記載事項変更届及び廃止届の受理		○					
第103条第2項	記載事項変更届及び廃止届の受理		○					
第117条	講習修了証明書、合格証明書、技能講習修了証明書、教習射撃場、練習射撃場、年少射撃資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書及び猟銃等保管業者に関する台帳の整		○					

		理						
	第117条	台帳の整理					○	
猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）	第2条第1項	活動区域の設定	○					
	第2条第2項	猟銃安全指導委員を関係者に周知させる措置			○			
	第8条	解囑理由の通知及び弁明の機会の付与	○					
指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）	第10条	指定射撃場指定申請書の受理		○				
	第13条	指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理（構造設備の変更に係るもの）	○					
	第13条	上記以外の指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理			○			
銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号）	第4条	医師の指定等の公示		○				
武器等製造法（昭和28年法律第145号）	第28条第1項	県知事等からの許可等の通報の受理		○				
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	第17条第1項及び第50条の2	譲渡又は譲受けの許可			○			
	第17条第4項及び第50条の2	譲渡許可証又は譲受許可証の交付					○	
	第17条第6項及び第50条の2	譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間の定め			○			

	第17条第7項及び第8項並びに第50条の2	譲渡許可証又は譲受許可証の書換え又は再交付						○	
	第19条第1項	運搬証明書の交付					○		
	第19条第2項及び第3項	運搬の日時等の必要な指示及びその記載					○		
	第19条第4項	運搬証明書の有効期間の定め					○		
	第19条第4項	運搬証明書の書換え又は再交付						○	
	第24条第1項及び第50条の2	輸入の許可				○			
	第24条第3項及び第50条の2	輸入届出の受理				○			
	第25条第1項及び第50条の2	消費の許可				○			
	第43条第2項	立入検査		○	○				
	第45条	緊急措置等				○			
	第52条第1項	意見聴取に対する回答				○			
	第52条第2項	県知事からの許可等の通報の受理		○	○				
	第52条第4項	措置要請	○						
火薬類取締法施行令 (昭和25年政令第323号)	第2条	譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理						○	
	第3条	運搬証明書の返納の受理						○	
	第4条	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○					
火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35年総理府令第65号)	第2条第1項	運搬届の受理					○		
	第4条	記載事項変更届の受理						○	
	第5条	再交付申請書の受理						○	
猟銃用火薬類等の譲	第2条	譲渡許可申請書の受理				○			

渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	第3条	譲受許可申請書の受理			○			
	第6条	譲渡（受）許可証書換申請書の受理					○	
	第7条第1項	譲渡（受）許可証再交付申請書の受理					○	
	第8条	許可証の継続記載欄の追加					○	
	第9条第1項	輸入許可申請書の受理			○			
	第9条第3項	輸入許可書の交付			○			
	第9条第4項	輸入許可内容変更届出の受理				○		
	第11条第1項	消費許可申請書の受理				○		
	第11条第2項	消費許可書の交付及び消費許可内容変更届の受理					○	
第14条	台帳の整理					○		
消防法（昭和23年法律第186号）	第11条第7項	市町村長等からの許可等の通報の受理		○				
高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第74条第1項	県知事からの許可等の通報の受理		○				
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）	第87条第1項	県知事からの許可等の通報の受理		○				
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第59条第5項	運搬届出書の受理及び運搬証明書の交付	○					
	第59条第6項及び第7項	運搬に関する指示及び指示内容の記載	○					
	第59条第9項	運搬証明書書換申請書の受理及び書換え	○					
	第59条第10項	運搬証明書再交付申請書の受理及び再交付	○					
	第67条	報告の徴収	○					
第68条	立入検査等		○					

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）	第50条	返納された運搬証明書の受理		○				
	第51条第1項	出発地公安委員会への運搬証明書の送付及び関係公安委員会相互の指示内容の通知並びに必要な連絡等		○				
	第51条第2項	他の関係公安委員会への運搬証明書書換申請書及び運搬証明書再交付申請書並びに返納された運搬証明書の送付等		○				
核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和53年総理府令第48号）	第2条第2項	他の関係公安委員会への運搬届出書の送付		○				
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第5項	運搬届出書の受理	○					
	第18条第6項	運搬に関する指示	○					
	第42条第1項	報告の徴収	○					
	第43条の2	立入検査等		○	○			
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）	第18条	出発地公安委員会への指示書の送付及び関係公安委員会相互の指示内容の通知並びに必要な連絡等		○				
放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号）	第2条第2項	他の関係公安委員会への運搬届出書の送付	○					
	第2条第4項	奥書き交付	○					
	第3条第3項	指示書の交付	○					
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に	第17条第1項	運搬届出書の受理及び運搬証明書の交付	○					
	第17条第2項及び第3項	運搬に関する指示及び指示内容の記載	○					

関する法律（平成7年法律第65号）	第32条第1項	報告の徴収	○					
	第33条第2項	立入検査等		○	○			
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号）	第3条の2	運搬証明書書換え申請書の受理及び書換え	○					
	第3条の3	運搬証明書再交付申請書の受理及び再交付	○					
	第3条の4	返納された運搬証明書の受理		○				
	第3条の5第1項	出発地公安委員会への運搬証明書の送付及び関係公安委員会相互の指示内容の通知並びに必要な連絡等		○				
	第3条の5第2項	他の関係公安委員会への運搬証明書書換え申請書及び運搬証明書再交付申請書並びに返納された運搬証明書の送付等		○				
特定物質の運搬の届出等に関する規則（平成7年国家公安委員会規則第4号）	第1条第2項	他の関係公安委員会への運搬届出書の送付		○				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	第56条の27第1項	運搬届出書の受理及び運搬証明書の交付	○					
	第56条の27第2項及び第3項	運搬に関する指示及び指示内容の記載	○					
	第56条の30	報告の徴収	○					
	第56条の31第1項	立入検査等		○	○			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）	第21条	運搬証明書書換え申請書の受理及び書換え	○					
	第22条	運搬証明書再交付申請書の受理及び再交付	○					
	第23条	返納された運搬証明書の受理		○				
	第24条第1項	出発地公安委員会への運搬証明書の送付及び関係公安委員会相互の指示内容の通知並		○				

		びに必要な連絡等						
	第24条第2項	他の関係公安委員会への運搬証明書書換申請書及び運搬証明書再交付申請書並びに返納された運搬証明書の送付等		○				
届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）	第1条第2項	他の公安委員会への運搬届出書の送付		○				
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	第8条第1項	疑わしい取引の届出の受理			○			
	第8条第4項	疑わしい取引の届出に係る事項の通知		○				
	第15条	報告又は資料の提出要求		○	○			
	第16条第1項	警察職員に立入り、検査又は質問をさせること。		○	○			
	第17条	指導、助言及び勧告		○	○			
	第18条	是正命令	○					
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）	第33条第2項	身分証明書の発行		○				
犯罪捜査のための通	第2条第2項	司法警察員の指定の通知		○				

信傍受に関する規則 (平成12年最高裁判 所規則第6号)								
暴力団員による不当 な行為の防止等に関 する法律(平成3年 法律第77号)	第5条第2項(第15条の 2第8項及び第9項並び に第30条の8第4項及び 第5項において準用する 場合を含む。)	指定(警戒区域変更)に係る意見聴取の通 知及び公示		○				
	第6条第4項	指定確認の通知の受理(指定の要件に該当 しない旨の確認の場合を除く。)	○					
	第7条第1項(第8条第 7項、第15条の2第8項 及び第9項、第15条の4 第2項、第30条の8第4 項及び第5項並びに第30 条の12第2項において準 用する場合を含む。)	指定(指定取消し・警戒区域変更)の公示		○				
	第7条第3項(第8条第 7項、第15条の2第8項 及び第9項、第15条の4 第2項、第30条の8第4 項及び第5項並びに第30 条の12第2項において準 用する場合を含む。)	指定(指定取消し・警戒区域変更)の通知		○				
	第7条第4項(第15条の	公示事項の変更の公示	○					

2第8項及び第30条の8第4項において準用する場合を含む。)							
第8条第3項	指定の取消し	○					
第8条第5項	指定取消し確認の通知の受理	○					
第13条	申出の受理及び援助		○	○			
第14条第1項	事業者に対する援助		○	○			
第14条第2項	責任者講習の計画	○					
第14条第2項	責任者講習の実施		○				
第14条第3項	通知		○				
第15条第4項及び第15条の2第5項	標章の貼付け		○				
第15条第5項及び第15条の2第6項	標章の取除き		○				
第28条第1項	離脱希望者に対する援護及び措置		○	○			
第28条第2項	離脱者に対する援護思想の啓発		○	○			
第28条第3項	暴力追放運動推進センターに対する報告要求	○					
第30条の11第3項	標章の貼付け		○				
第30条の11第4項	標章の取除き		○				
第32条の3第8項	必要な配慮（情報の提供、暴力団員に対する警告、相談の申出人等の保護その他の措置）	○					
第32条の3第8項	必要な配慮（定型的で個別の判断を要しない情報であるとされた情報の提供その他の	○	○				

		援助措置)						
	第33条第1項	報告又は資料の提出要求	○					
	第33条第1項	立入検査等		○	○			
	第34条第2項	措置命令に係る意見聴取の通知及び公示		○				
	第35条第4項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理	○					
	第35条第5項	仮の命令に係る意見聴取の通知及び公示		○				
	第36条第1項	国家公安委員会に対する報告		○				
	第36条第2項	国家公安委員会からの通報受理		○				
	第36条第3項	命令に係る国家公安委員会に対する報告及び通報受理		○				
	第36条第4項	官公署に対する協力の要求		○				
	第39条の2第1項	命令等に係る書類の送達		○				
	第39条の2第2項	命令等に係る書類の公示送達		○				
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項	責任者選任届出書の受理		○				
	第19条第1項	責任者講習の通知		○				
	第19条第2項	責任者講習受講申込書の受理		○				
	第19条第3項	受講修了書の交付		○				
	第21条第2項	指定期限延長通知書の送達		○				
	第26条第1項	都道府県センターからの連絡の受理		○				
	第30条第2項	指定期限延長通知書の送達		○				
	第35条第1項	提出資料目録の作成		○				
	第35条第2項	提出資料目録の写しの交付		○				
	第35条第3項	提出資料の返還		○				
	第38条	仮の命令に係る標章の取除き		○				

	第39条	照会及び回答の受理		○				
	第40条第1項	命令に係る照会及び回答の受理		○				
	第40条第2項	命令に係る書類その他の物件の送付		○				
	第41条	援助の措置についての協力		○				
	第47条第3項	記録の作成		○				
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）	第9条第1項	代理人選任届出書の受理		○				
	第10条第2項	補佐人の許可の通知		○				
	第11条	補佐人の勧告	○					
	第12条第2項	参考人申請書の受理		○				
	第12条第3項	通知		○				
	第16条第1項	意見聴取の期日及び場所の変更の申出の受理		○				
	第16条第3項	意見聴取の期日及び場所の変更の通知及び公示		○				
	第17条第1項	陳述書の提出要求	○					
	第17条第2項	陳述書の提出の受理		○				
	第23条第2項	意見聴取続行通知書の送達及び公示		○				
	第27条	提出物の保管		○				
	第28条	提出物の保管		○				
	第34条第2項	通知		○				
	第35条第1項	提出物目録の作成	○	○				
	第35条第2項	提出物目録の交付及び提出物の返還	○					
	第38条	意見聴取の公示に伴う措置		○				
第39条第1項	意見聴取の期日及び場所の変更の連絡		○					
第39条第2項	意見聴取の期日及び場所の変更に係る申出		○					

		の受理、通知及び公示						
	第40条第2項	意見聴取の再開の通知及び公示		○				
暴力追放運動推進センターに関する規則 (平成3年国家公安委員会規則第7号)	第1条第1項	申請書の受理	○					
	第2条	指定の公示	○					
	第3条第1項	変更の届出の受理	○					
	第3条第2項	変更の公示	○					
	第3条第3項	変更の届出の受理	○					
	第8条第1項	事業開始の届出の受理	○					
	第8条第2項	公示	○					
	第9条第3項	再開の公示	○					
	第14条	指定取消しの公示	○					
不当要求情報管理機関登録規程(平成3年国家公安委員会告示第5号)	第4条第1項(第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)	申請書の受理	○					
	第6条(第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)	登録証の交付	○					
	第8条第1項	登録の更新申請の受理	○					
	第9条第1項	変更届出書の受理	○					
	第10条第1項	登録申請の受理	○					
	第11条	事業廃止の届出の受理	○					
	第12条第2項	登録の取消しの通知	○					
	第13条	登録証の返納の受理	○					
第14条	報告の要求	○						

島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）	第21条	関係者に対する説明又は資料の提出の要求	○					
	第23条第2項	意見を述べる機会の付与	○					
島根県暴力団排除条例施行規則（平成23年島根県公安委員会規則第3号）	第3条第2項	口頭による説明の要求		○				
	第3条第3項	説明・資料提出書の受理		○				
	第4条第1項	口頭による説明の聴取の指示		○				
	第4条第2項	説明日時等変更申出書の受理		○				
	第4条第3項	口頭による説明の日時又は場所の変更		○				
	第4条第4項	説明日時等決定通知書による通知		○				
	第7条第1項及び第2項	意見の聴取通知書による通知		○				
	第7条第3項	申述書の提出の要求		○				
	第7条第4項	証拠資料の受理		○				
	第8条第1項	口頭による意見の聴取の指示		○				
	第8条第2項	意見の聴取日時等変更申出書の受理		○				
	第8条第3項	口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更		○				
	第8条第4項	意見の聴取日時等決定通知書による通知		○				
	第9条第3項	代理人選任届出書の受理		○				
第9条第4項	代理人資格喪失届出書の受理		○					
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第4条第1項	交通信号機の設置・管理		○				
	第4条第1項	道路標識等の設置・管理		○	○			
	第4条第1項	交通の規制を行う区域等の変更(市町村名、地番等の表示の変更に限る。)		○				
	第22条の2第1項（自動車運転代行業の業務の適	最高速度違反行為を防止するための必要な指示		○				

正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下道路交通法の項において「運転代行業法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）							
第22条の2第2項（第66条の2第2項において準用する場合を含む。）	監督行政庁に対する協議		○				
第45条の2第1項	普通自動車の届出の受理					○	代行者に広域交番所長を含む。
第45条の2第2項	高齢運転者等標章申請書の受理及び高齢運転者等標章の交付					○	同上
第45条の2第3項	高齢運転者等標章再交付申請書の受理及び高齢運転者等標章の再交付					○	同上
第45条の2第4項	高齢運転者等標章の返納の受理					○	
第49条第1項	パーキング・メーター及びパーキング・チケットの設置・管理		○				
第49条第2項	時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するための必要な措置		○				
第49条第3項	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理並びに駐車 of 適正を確保するための必要な措置に関する事務 of	○					

	委託						
第51条の4第3項	放置車両の駐車に関する状況の報告の受理		○				
第51条の4第4項	放置違反金の納付命令	○					
第51条の4第6項	放置車両の使用者に対する書面による通知及び弁明等の機会の付与		○				
第51条の4第7項	公安委員会掲示板への掲示		○				
第51条の4第10項	納付命令の公示		○				
第51条の4第12項	放置違反金の納付命令をしないこととした旨の通知		○				
第51条の4第13項	放置違反金の納付の督促及び延滞金の徴収		○				
第51条の4第14項	放置違反金等の徴収		○				
第51条の4第16項	放置違反金の納付命令の取消し	○					
第51条の4第17項	放置違反金の納付命令を取り消した旨の通知		○				
第51条の5第1項	報告又は資料の提出要求		○				
第51条の5第2項	官庁等への照会又は協力要求		○				
第51条の6第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○				
第51条の8第1項	登録	○					
第51条の9	適合命令	○					
第51条の11第1項	報告の要求及び立入検査		○				
第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付	○					
第51条の13第1項第1号イ	放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	○					
第51条の13第1項第1号	技能及び知識の認定	○					

ロ							
第58条の4（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	過積載を防止するための必要な指示		○				
第59条第2項	^{けん} 牽引の許可		○				
第59条第3項	^{けん} 牽引の許可証の交付					○	
第66条の2第1項（運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	過労運転を防止するための必要な指示		○				
第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任又は解任の届出の受理		○				
第75条第3項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	監督行政庁への意見聴取	○					
第75条第5項及び第8項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）	聴聞の事務手続に関すること。		○				
第75条第9項（第75条の2第3項において準用する場合及び運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場	自動車の使用制限に関する文書の交付		○				

合を含む。)							
第75条第9項（第75条の2第3項において準用する場合及び運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	自動車の使用制限に関する標章のはり付け			○			
第75条第10項（第75条の2第3項において準用する場合及び運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	自動車の使用制限に関する標章の除去			○			
第75条の2第2項	放置車両の使用制限命令	○					
第75条の2の2第1項	自動車の使用者等に対する必要な報告又は資料の提出要求		○	○			
第75条の2の2第2項	自動車の使用者等に対する必要な報告又は資料の提出要求		○	○			
第89条第1項	運転免許申請書及び質問票の受理並びに運転免許試験の実施		○			○	代行者に所長を含む。
第89条第2項	運転免許申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付		○			○	同上
第89条第3項	技能検査申請書の受理並びに技能検査の実施及び検査合格証明書の交付		○				同上
第90条第4項（同条第14	運転免許の拒否及び取消し（仮運転免許の		○				

項において準用する場合を含む。)及び第7項	拒否)をする場合における弁明をなすべき日時等の決定並びに通知						
第90条第8項	適性検査を受け、又は医師の診断書を提出すべき旨の命令		○				代行者に所長を含む。
第90条第11項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理		○				
第90条の2第2項	運転免許を与えない処分		○				代行者に所長を含む。
第91条	運転免許の条件の付与及び変更		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第92条	運転免許証の交付		○			○	代行者に所長を含む。
第93条第1項及び第2項	運転免許証への必要な事項の記載		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第93条の2	運転免許証への電磁的方法による記録		○				代行者に所長を含む。
第94条第1項	運転免許証の記載事項変更届の受理及び変更事項の記載		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第94条第2項	運転免許証の再交付申請書の受理及び運転		○			○	同上

	免許証の再交付						
第97条の2第1項第3号イ	75歳以上の特定失効者に対する認知機能検査の実施		○				代行者に所長を含む。
第97条の2第2項及び第3項	運転免許試験の一部免除		○				代行者に所長を含む。
第97条の3第1項	運転免許試験の停止及び合格決定の取消し		○				同上
第97条の3第2項	合格決定の取消しの通知		○				同上
第98条第2項	自動車教習所の届出の受理	○					
第98条第3項(第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。)	届出自動車教習所の設置者又は管理者に対する必要な指導及び助言		○				
第98条第4項(第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。)	自動車安全運転センターに対する自動車教習所職員の研修等の要求		○				
第98条第5項(第108条の32の2第4項において準用する場合を含む。)	届出自動車教習所の設置者又は管理者に対する必要な報告又は資料の提出の要求		○				
第99条第1項	指定自動車教習所の指定申請書の受理	○					
第99条の2第4項	技能検定員資格者証の交付		○				
第99条の3第4項	教習指導員資格者証の交付		○				
第99条の4	指定自動車教習所の職員について講習を行う旨の通知		○				
第99条の6第1項	指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は指定自動車教習所に対する立入検査		○				

第99条の7第1項	指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する指定自動車教習所の適合命令	○					
第99条の7第2項	指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する業務監督命令	○					
第100条の2第1項及び第100条の3第2項	再試験の実施		○				代行者に所長を含む。
第100条の2第4項（第100条の3第3項において準用する場合を含む。）	再試験を行う旨等の通知		○				
第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理		○				代行者に所長を含む。
第100条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への試験移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された試験移送通知書の受理		○				
第101条第1項	運転免許証の更新申請書及び質問票の受理		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第101条第3項	更新期間その他必要と認めた事項を記載した書面の送付		○				
第101条第4項	運転免許証の更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第101条第5項及び第6	適性検査の実施及び運転免許証の更新		○			○	同上

項						
第101条の2第1項	運転免許証の特例更新申請書及び質問票の受理		○			○ 同上
第101条の2第2項	運転免許証の特例更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付		○			○ 同上
第101条の2第3項及び第4項	適性検査の実施及び特例更新		○			○ 同上
第101条の2の2第2項、第3項及び第4項	適性検査の実施並びに適性検査結果の書面等の送付及び講習受講の通知		○			代行者に所長を含む。
第101条の2の2第5項	適性検査を受けるべき旨の通知及び適性検査の実施		○			
第101条の3第2項	運転免許証の更新をしないことの処分		○			代行者に所長を含む。
第101条の4第2項	75歳以上の者の免許更新時に行う認知機能検査の実施		○			代行者に所長を含む。
第101条の4第3項第1号	更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習に関する書面の送付		○			
第101条の4第3項第2号	更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対する認知機能検査及び高齢者講習に関する書面の送付		○			
第101条の5	免許を受けた者に対する報告徴収		○			代行者に所長を含む。
第101条の6第1項	医師からの診察結果の届出の受理		○			同上
第101条の6第2項	医師からの確認に対する回答		○			同上

第101条の6第4項	他の公安委員会への通知		○				同上
第101条の7第1項	臨時認知機能検査の実施		○				同上
第101条の7第2項	臨時認知機能検査の通知		○				
第101条の7第4項	臨時高齢者講習の実施		○				代行者に所長を含む。
第101条の7第5項	臨時高齢者講習の通知		○				
第102条第1項から第5項まで	臨時適性検査の実施		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第102条第1項から第3項まで	医師の診断書を提出すべき旨の命令		○				
第102条第6項	臨時適性検査を行う期日、場所等の通知		○				代行者に所長を含む。
第103条第3項及び第5項（第107条の5第9項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理		○				
第103条第6項	適性検査を受け、又は医師の診断書を提出すべき旨の命令		○				代行者に所長を含む。
第103条第9項（第107条の5第9項において準用する場合を含む。）	他の公安委員会への処分した旨の通知及び他の公安委員会からの処分した旨の通知の受理		○				
第103条の2第4項（第107条の5第10項におい	仮停止（仮禁止）通知書及び提出を受けた運転免許証（国際運転免許証等）の受理		○				

て準用する場合を含む。)						
第103条の2第5項(第107条の5第10項において準用する場合を含む。)	他の公安委員会への仮停止(仮禁止)通知書及び運転免許証(国際運転免許証等)の送付並びに他の公安委員会から送付された仮停止(仮禁止)通知書及び運転免許証(国際運転免許証等)の受理		○			
第104条第1項及び第3項(第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	意見の聴取の事務手続に関すること。		○			
第104条の2第2項及び第5項(第107条の5第4項において準用する場合を含む。)	聴聞の事務手続に関すること。		○			
第104条の2の2第1項	再試験の不合格者に対する運転免許の取消し		○			代行者に所長を含む。
第104条の2の2第3項及び第5項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理		○			
第104条の2の2第6項	意見の聴取の事務手続に関すること。		○			
第104条の2の2第7項	他の公安委員会への処分した旨の通知及び他の公安委員会からの処分した旨の通知の受理		○			
第104条の3第1項(第107条の5第11項におい	運転免許の取消し(国際運転免許証等による自動車等の運転禁止)に係る書面の交付		○			代行者に所長を含む。

	て準用する場合を含む。)						
第104条の3第4項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。)	出頭命令に係る通知の受理及び保管運転免許証（国際運転免許証等）の受理		○				
第104条の4第1項	運転免許の取消申請及び当該免許が取り消された場合に他の種類の運転免許を受けたい旨の申出の受理		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第104条の4第2項	運転免許の取消申請に係る当該免許の取消しの決定		○				代行者に所長を含む。
第104条の4第3項	申出に係る運転免許を与えること。		○				同上
第104条の4第5項及び第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。)	運転経歴証明書交付申請書の受理及び運転経歴証明書の交付		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第106条	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○				
第107条第1項	返納された運転免許証の受理		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第107条第2項	他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付		○			○	・代行者に所長及び広域交番所長を含

							む。 ・警察署の 代行者 は、申請 により免 許を取り 消された 場合の交 付に限 る。
第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収		○				代行者に所長を含む。
第107条の4第1項	国際運転免許証等を所持する者について行う臨時適性検査の実施及びその期日、場所その他必要な事項の通知	○					
第107条の4第3項	臨時適性検査の結果に基づく措置命令		○				
第107条の5第3項	運転禁止期間の短縮		○				
第107条の5第5項	提出された国際運転免許証等の受理		○				
第107条の5第6項	提出又は送付された国際運転免許証等の返還		○				
第107条の5第7項	運転禁止期間中に本邦に再上陸した者から提出された国際運転免許証等の受理及び当該国際運転免許証等の再返還		○				
第107条の5第8項	運転禁止等の処分の記載		○				代行者に所長を含む。

第107条の5第11項	保管国際運転免許証等の返還		○				
第107条の6	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○				
第107条の7第2項及び第3項	国外運転免許証交付申請書の受理及び国外運転免許証の交付		○			○	代行者に所長を含む。
第107条の10第1項	返納された国外運転免許証の受理		○			○	同上
第107条の10第2項及び第3項	提出された国外運転免許証の受理及び返還		○			○	同上
第108条第1項	運転免許関係事務の委託	○					
第108条の2第1項及び第2項	講習の実施		○				
第108条の2第3項	講習の実施の委託	○					
第108条の3第1項	基準該当初心運転者に対する初心運転者講習の通知		○				
第108条の3の2	基準該当運転者に対する違反者講習の通知		○				
第108条の3の3第1項	講習通知事務の委託	○					
第108条の3の4	自転車運転者講習の受講命令		○				
第108条の3の5	自転車運転者講習の受講命令等の報告		○				
第108条の4第2項	指定講習機関の指定の申請の受理		○				
第108条の6第1項	講習業務規程の認可及び同規程の変更の認可		○				
第108条の8第1項及び第2項	指定講習機関に対する適合命令及び特定講習業務に関する監督命令	○					
第108条の9	指定講習機関に対する検査の実施並びに必要な報告又は資料の提出の要求		○				

	第108条の10	特定講習の休廃止の許可	○					
	第108条の30第3項	地域交通安全活動推進委員協議会からの意見の申出の受理			○			
	第108条の32の2第1項	運転免許取得者教育の認定申請の受理	○					
	第108条の32の2第2項	運転免許取得者教育の認定の公示	○					
	第108条の34	監督行政庁又は使用者に対する通知		○				
	第110条の2第1項	交通公害に関する資料の提出要求	○					
	第110条の2第2項	広域交通規制を実施しようとする場合における関係者への意見聴取	○					
	第110条の2第3項	特定の交通規制を実施しようとする場合における道路管理者への意見聴取又は通知		○				
	第110条の2第5項	路上駐車場で駐停車又は駐車禁止規制を実施しようとする場合における地方公共団体への意見聴取又は通知	○					
	第110条の2第6項	路上駐車場で時間制限駐車区間を指定しようとする場合における地方公共団体への意見聴取	○					
	第110条の2第7項	駐車場整備地区内で時間制限駐車区間を指定しようとする場合における市町村への意見聴取	○					
	第111条第1項	警察官による道路の交通に関する調査の実施		○				
	第111条第3項	道路の交通に関する調査結果の関係者への通知		○				
道路交通法施行令(昭	第13条第1項	緊急自動車に関する届出の受理			○			

和35年政令第270号)	第13条第1項	緊急自動車の指定		○				
	第14条の2第1号	道路維持作業用自動車に関する届出の受理			○			
	第14条の2第2号	道路維持作業用自動車の指定		○				
	第32条の3第1項及び第2項、第32条の3の2第2項並びに第32条の5第1項及び第2項	緊急自動車の運転資格の審査		○				
	第37条の4第7号	再試験の受験期間の特例に係る認定		○				
	第37条の6の4第6号	臨時認知機能検査の受検期間又は臨時高齢者講習の受講期間の特例に係る認定		○				
	第37条の8第3項	違反者講習の受講期間の特例に係る認定		○				
	第40条の2第2号	運転免許関係事務の委託をした旨の公示	○					
	第41条の2第7号	初心運転者講習の受講期間の特例に係る認定		○				
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第6条の3の3	高齢運転者等標章記載事項変更届の受理					○	代行者に広域交番所長を含む。
	第6条の8	パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理等委託先の組織及び能力の認定	○					
	第18条の3	運転免許の拒否等に係る通知		○				
	第18条の5	限定解除審査申請書の受理及び審査の実施		○			○	代行者に所長を含む。
	第22条第2項及び第3項 (第28条の2において準)	運転免許試験(再試験)受験の日時又は場所の指定		○			○	同上

用する場合を含む。)							
第28条	運転免許試験成績証明書の交付の申出の受理及び交付		○				同上
第29条の2の2第1項	経由申請書の受理		○				代行者に所長を含む。
第29条の2の4第4項	臨時認知機能検査を受けないことについてやむを得ない理由を証する書類の受理		○				
第29条の2の5第4項	臨時高齢者講習を受けないことについてやむを得ない理由を証する書類の受理		○				
第29条の3第2項（第37条の2において準用する場合を含む。）	公安委員会が認める医師の認定		○				
第30条の9第4項	運転免許を取り消した者に対する通知		○			○	代行者に所長を含む。
第30条の11	運転経歴証明書への必要な事項の記載		○			○	代行者に所長及び広域交番所長を含む。
第30条の12	運転経歴証明書の記載事項変更届出の受理及び変更事項の記載		○			○	同上
第30条の13	運転経歴証明書の再交付申請書の受理及び運転経歴証明書の再交付		○			○	同上
第30条の14	返納された運転経歴証明書の受理		○			○	同上
第31条の4の2	運転免許関係事務委託先の組織及び能力の認定	○					

第31条の4の3	委託契約書への必要と認めた事項の記載	○					
第31条の5第3項	届出自動車教習所の廃止及び届出事項の変更の届出の受理	○					
第31条の6第1項及び第2項	届出自動車教習所の設置者又は管理者に対する定期的な報告書の提出その他必要な報告又は資料の提出要求		○				
第33条第5項第2号ニ (第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。)	応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定		○				
第38条第8項第2号	応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定		○				
第36条	指定自動車教習所の指定申請書(添付書類を含む。)の記載事項変更届の受理		○				
第37条第1項	指定書の交付及び指定の取消しの通知		○				
第37条第2項	措置命令書又は監督命令書の交付		○				
第37条第3項	卒業証明書若しくは修了証明書の発行禁止又は発行禁止期間の延長の通知		○				
第37条の2の2第2項	国際運転免許証等を所持する者に対する臨時適性検査の結果に基づく命令書の交付		○				代行者に所長を含む。
第38条第15項	講習終了証明書等の交付		○				
第38条の2	特定任意講習終了証明書等の交付		○				
第38条の3	講習委託先の組織、設備及び能力の認定	○					
第38条の4第3項	初心運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由を証する書類の受理		○				

	第38条の4の2第3項	違反者講習を受けないことについてやむを得ない理由を証する書類の受理		○				
	第38条の4の3	講習通知事務委託先の組織及び能力の認定	○					
	第38条の4の4第1項及び第2項	運転免許取得者教育を行う者に対する定期的な報告書の提出その他必要な報告又は資料の提出の要求		○				
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第4条	認定	○					
	第5条第1項	申請書の受理			○			
	第5条第2項	認定の通知及び認定証の交付		○				
	第5条第3項	認定の拒否の通知		○				
	第5条第4項	認定又は認定の拒否に関する県知事との協議	○					
	第5条第5項	認定証の再交付		○				
	第7条第2項	認定の取消しに関する県知事との協議	○					
	第8条第1項	変更届出の受理			○			
	第8条第2項	変更届出を受理した際の県知事への通知		○				
	第8条第3項	認定証の書換え		○				
	第9条第1項及び第2項	返納認定証の受理			○			
	第9条第3項	返納認定証を受理した際の県知事への通知		○				
	第21条第1項	報告の受理若しくは資料の徴収		○				
	第21条第1項	立入検査の実施			○			
	第22条第1項	自動車運転代行業者に対する指示及び県知事に対する指示した旨の通知		○				
第22条第2項	県知事が指示した旨の通知の受理		○					
第23条第3項	営業停止命令を行う際の県知事への協議	○						

	第24条第2項	営業廃止命令を行う際の県知事への協議	○					
	第25条第1項	処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理		○				
	第25条第2項	処分移送通知書を受けた場合に行う指示		○				
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）	第6条	再交付申請書の受理			○			
地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）	第1条第2項	地域交通安全活動推進委員の地域住民に対する周知		○			○	
	第8条第1項	地域交通安全活動推進委員に対する講習		○				
	第9条	地域交通安全活動推進委員に対する指導		○			○	
	第14条	地域交通安全活動推進委員協議会に対する必要な報告又は資料の提供要求		○				
指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第7号）	第1条第1項	指定申請書の受理	○					
	第2条	指定の公示	○					
	第3条第1項	名称等の変更届出の受理		○				
	第3条第3項	変更に係る事項の公示		○				
	第3条第4項	資産の総額及び書類内容の変更届出の受理		○				
	第5条第1項	車両移動保管事務規程の承認及び同規程変更の承認	○					
	第6条第1項	事業報告書及び収支決算書の受理		○				
	第6条第2項	報告又は資料の提出要求	○					
	第8条第1項	車両移動保管事務の休廃止の承認	○					

	第8条第2項	車両移動保管事務の再開届出の受理	○					
	第8条第3項	車両移動保管事務の休廃止及び再開の公示		○				
	第9条	指定取消しの公示	○					
指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）	第3条	指定の公示	○					
	第4条第1項及び第2項	名称等の変更届出の受理及び変更事項の公示	○					
	第4条第3項	書類内容の変更届出の受理		○				
	第5条第5号	運転適性指導についての技能及び知識に関する審査	○					
	第7条第5号	運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査	○					
	第9条第1項及び第2項	講習業務規程の認可申請書及び変更認可申請書の受理		○				
	第11条	講習結果報告書の受理		○				
	第13条	事業報告書及び収支決算書の受理		○				
	第14条第1項及び第2項	講習の休廃止の許可申請書の受理及び許可の公示		○				
	第15条	指定講習機関の指定の取消しの公示	○					
	第16条	特定講習の業務の引継ぎ	○					
	第17条	国家公安委員会が指定する講習の受講に係る特定講習指導員の指名		○				
		第18条第2項	指定講習機関との連絡等		○			
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平	第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6	応急救護処置の指導に必要な能力を有する者の認定		○				

成 6 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 1 号)	項 第 3 号、第 7 項 第 3 号、 第 8 項 第 3 号、第 9 項 第 3 号 及 び 第 10 項 第 3 号							
	第 2 条	申請書の受理		○				
	第 3 条	指定書の交付		○				
	第 4 条	記載事項の変更の届出の受理		○				
	第 7 条	報告又は資料の提出要求		○				
	第 8 条 第 2 項	指定の取消し通知		○				
技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年 国 家 公 安 委 員 会 規 則 第 3 号）	第 1 条 及 び 第 10 条 第 1 項	技能検定員及び教習指導員の審査及び審査に係る合否の判定	○					
	第 2 条 及 び 第 10 条 第 2 項	技能検定員審査及び教習指導員審査の公示	○					
	第 3 条 及 び 第 11 条	技能検定員審査申請書及び教習指導員審査申請書の受理		○				
	第 5 条 及 び 第 13 条	技能検定員審査合格証明書及び教習指導員審査合格証明書の交付並びに再交付		○				
	第 6 条 及 び 第 14 条	技能検定員審査又は教習指導員審査に合格した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定	○					
	第 7 条 第 2 項 及 び 第 15 条 第 2 項	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の交付申請書の受理		○				
	第 8 条 第 1 項 及 び 第 16 条 第 1 項	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の再交付申請書の受理並びに再交付		○				
	第 8 条 第 2 項 及 び 第 16 条 第 1 項	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証の書換申請書の受理並びに書換え		○				
	第 9 条 及 び 第 16 条 第 2 項	技能検定員資格者証及び教習指導員資格者	○					

		証の返納命令書の交付並びに受理						
運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	第4条第2項第2号	認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査並びに認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の実施		○				
	第7条第2項第4号	停止処分者講習、高齢者講習及び違反者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査		○				
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	第2条第1号ハ	運転免許取得者教育に関する技能及び知識を有する者の認定		○				
	第2条第1号ニ	応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力を有する者の認定		○				
	第7条第1項及び第2項	第5条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項の変更届の受理及び変更事項の公示	○					
	第7条第3項	第5条第2項各号に掲げる書類の内容の変更届の受理		○				
確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）	第2条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）	登録申請書の受理（登録更新申請書）の受理		○				
	第6条	駐車監視員資格者講習の公示	○					
	第7条第1項	駐車監視員資格者講習受講申込書の受理		○				
	第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付	○					
	第9条第2項（第10条第5項において準用する場合を含む。）	駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書（認定書再交付申請書）の受理及び再交付		○				

	第10条第2項	認定申請書の受理		○				
	第10条第4項	認定書の交付	○					
	第11条第1項	駐車監視員資格者証交付申請書の受理		○				
	第13条第1項	駐車監視員資格者証の書換え交付申請の受理及び及び書換え交付		○				
	第13条第2項	駐車監視員資格者証再交付申請書の受理及び再交付		○				
	第14条第2項	返納された駐車監視員資格者証の受理		○				
島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）	第4条第1項及び第2項	信号機の設置・管理申請書の受理及び委任書の交付	○					
	第6条第1項第3号ケ、第2項、第4項、第6項及び第8項	車両通行禁止の規制の対象から除く車両の指定申請書の受理、審査、指定、標章の有効期限の付加及び標章の交付、標章の亡失等及び記載事項変更の届出の受理並びに標章の返納の受理			○			
	第6条第1項第4号シ及びス、第2項、第4項、第6項並びに第8項	駐車禁止の規制の対象から除く車両の指定申請書の受理、審査、指定、標章の有効期限の付加及び標章の交付、標章の亡失等及び記載事項変更の届出の受理並びに標章の返納の受理			○			
	第12条第1項及び第2項	消防用自動車等使用届出書の受理及び届出確認書の交付			○			
	第13条第1項及び第2項	緊急自動車等指定申請書の受理及び指定書の交付		○				
	第14条第1項、第2項及	届出確認書等記載事項変更届の受理及び変		○	○			

び第3項	更事項の記載並びに届出確認書等再交付申請書の受理及び再交付並びに届出確認書等の返納の受理		(指 定申 請に 係る もの)	(届 出確 認に 係る もの)			
第16条第3項及び第4項	安全運転管理者・副安全運転管理者届出済証の交付及び届出書の記載事項変更届の受理		○			○	
第17条第1項及び第2項	教習申請書の受理、教習及び教習修了書の交付	○	○			○	課長は、教習申請書の受理及び教習修了書の交付
第18条第1項及び第2項	資格認定申請書の受理、資格認定及び資格認定証の交付	○	○				課長は、資格認定申請書の受理及び資格認定証の交付
第19条第1項	解任命令書の交付	○					
第19条の2	報告・資料提出命令書の交付		○				
第23条第3号	運転免許試験、再試験等に係る道路又は場所の指定		○				
第23条の5	認知機能検査受検申請書の受理及び認知機能検査結果通知書の交付		○				
第26条	旅客自動車教習所の指定申請書の受理		○				

	第27条	緊急自動車資格審査申請書の受理		○				
	第27条の3	講習受講申請書の受理及び講習修了証明書の交付		○				
放置違反金の納付命令及び徴収等の手続に関する細則（平成18年島根県公安委員会規則第9号）	第8条第1項	徴収職員の指定		○				
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第8条	運行供用制限の通知事案の受理		○				
	第9条第2項	運行供用制限書の交付及び運行禁止標章のはり付け			○			
	第9条第3項、第4項及び第5項	保管場所確保申告の受理、確認、通知及び運行禁止標章の除去			○			
	第10条	聴聞の事務手続に関すること。		○				
	第12条	報告又は資料の提出要求		○	○			
	第13条第2項	運送事業用自動車の通知事案の事務手続に関すること。		○				
道路法（昭和27年法律第180号）	第95条の2第1項	交差点の改築等及び通行の禁止に関する意見の提出		○				
	第95条の2第1項	通行の禁止に関する通知の受理			○			
	第95条の2第2項	自動車専用道路の指定等に伴う協議に対する回答又は通知の受理	○					
交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安	第1条	交通安全活動推進センターの指定に関する申請書の受理		○				
	第3条第1項	交通安全活動推進センターの名称及び住所		○				

委員会規則第3号)		等変更の届出の受理						
	第3条第3項	申請書添付書類内容変更の場合の届出の受理		○				
	第7条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理		○				
	第7条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理		○				
	第7条第3項	財産の状況等に関する報告又は資料の提出 要求		○				
	第8条	交通事故相談員等の解任勧告		○				
路線を定める自動車 運送事業の免許申請 事案の調査の際にお ける都道府県公安委 員会の意見聴取等に 関する覚書		バス路線の新設延長等についての意見の提出、処分通知及び連絡の受理		○				
農業用道路、林道、 港湾道路等の新設又 は改築に関する覚書		交差点の改築等に関する意見の提出又は通知の受理		○				
電線共同溝の整備等 に関する特別措置法 (平成7年法律第39 号)	第3条第2項	電線共同溝整備道路の指定、変更又は廃止に関する意見の提出		○				
駐車場法(昭和32年 法律106号)	第3条第2項	駐車場整備地区に関する都市計画についての意見の提出		○				
駐車場法施行令(昭 和32年政令第340号)	第7条第3項	路外駐車場の認定に関する協議又は意見の提出		○				

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）	第9条第8項	基本計画の作成に関する同意		○				
都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）	第46条第22項第1号（同条第29項において準用する場合を含む。）	都市再生整備計画の作成又は変更に関する協議		○				
	第81条第7項（同条第24項において準用する場合を含む。）	立地適正化計画の作成又は変更に関する協議		○				
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第24条の2第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）	移動等円滑化促進方針の作成又は変更に関する意見の提出		○				
	第24条の2第7項（同条第10項並びに第25条第10項及び第11項において準用する場合を含む。）	移動等円滑化促進方針又は基本構想の受理		○				
	第24条の4第3項	市町村からの協議を行う旨の通知の受理		○				
	第24条の4第4項	協議会における協議		○				
	第25条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）	基本構想の作成又は変更に関する協議		○				
	第25条第8項（同条第11項において準用する場合を含む。）	特定事業に関する事項についての基本構想の案又は変更の案の作成及び提出		○				
	第26条第3項	市町村からの協議を行う旨の通知の受理		○				

	第26条第4項	協議会における協議		○				
	第27条第1項	基本構想の作成又は変更の提案		○				
	第27条第2項	提案に対する市町村からの通知の受理		○				
	第31条第4項（同条第7項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）	道路特定事業計画の作成又は変更に関する意見の聴取に対する回答		○				
	第31条第6項（同条第7項及び第32条第2項において準用する場合を含む。）	道路特定事業計画の受理		○				
	第36条第1項	交通安全特定事業計画の作成及び実施		○				
	第36条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）	交通安全特定事業計画の作成又は変更に関する意見の聴取		○				
	第36条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	交通安全特定事業計画の公表及び送付		○				
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）	第5条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）	地域公共交通網形成計画の作成又は変更に関する協議		○				
	第5条第8項（同条第10項において準用する場合を含む。）	地域公共交通網形成計画の受理		○				

	第8条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）	軌道運送高度化実施計画の作成又は変更に関する意見の提出		○				
	第8条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	軌道運送高度化実施計画の受理		○				
	第13条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）	道路運送高度化実施計画の作成又は変更に関する意見の提出		○				
	第13条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	道路運送高度化実施計画の受理		○				
	第27条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）	地域公共交通再編実施計画の作成又は変更に関する意見の提出		○				
	第27条の2第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	地域公共交通再編実施計画の受理		○				
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認	第1条（第5条において準用する場合を含む。）	認定申請に関する意見を求める旨の書面の受理		○				

定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府・国土交通省令第2号）	第2条（第5条において準用する場合を含む。）	認定申請に関する意見の提出		○				
	第4条（第5条において準用する場合を含む。）	認定に関する処分の内容についての通知の受理		○				
	第17条の36第2項（同条第23項において準用する場合を含む。）	協議会への参加		○				
地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（令和元年内閣府・国土交通省令第4号）	第1条（第5条において準用する場合を含む。）	認定申請に関する意見を求める旨の書面の受理		○				
	第2条（第5条において準用する場合を含む。）	認定申請に関する意見の提出		○				
	第4条（第5条において準用する場合を含む。）	認定に関する処分の内容についての通知の受理		○				
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	第48条第2項	防災訓練のための交通の禁止又は制限の実施	○					
	第76条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における交通の規制の実施	○					
	第76条第2項	通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項の周知措置		○	○			
	第76条の4第1項	道路管理者等に対する道路の区間指定若しくは車両等の移動等の命令又は緊急通行車		○	○			

		両の通行確保のための措置の要請						
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第20条の2	防災訓練のための交通の禁止又は制限の手續に関すること。		○	○			
	第32条	災害時の交通の規制の手續等に関すること。		○	○			
	第33条第1項	災害応急対策を実施するための車両であることの確認		○	○			
	第33条第2項	標章及び証明書の交付		○	○			
	第33条の3第1項	指定をしようとする道路の区間及びその理由の通知の受理		○	○			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	第42条第2項	国民の保護のための措置についての訓練のための交通の禁止又は制限の実施	○					
	第155条第1項	国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の実施	○					
	第155条第2項	通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項の周知措置		○	○			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第6条	国民の保護のための措置についての訓練のための交通の禁止又は制限の手續に関すること。		○	○			
	第39条	国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手續等に関すること。		○	○			
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	第12条第1項	地震防災応急対策を実施するための緊急輸送を行う車両であることの確認		○	○			
	第12条第2項	標章及び証明書の交付		○	○			
原子力災害特別措置	第28条第2項	原子力緊急事態宣言があった時から原子力	○					

法（平成11年法律第156号）		緊急事態解除宣言があるまでの間における交通の規制の実施						
原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）	第8条第2項	原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における交通の規制の手續等に関すること。		○	○			
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）	第12条第2項	新型インフルエンザ等対策についての訓練のための交通の禁止又は制限の実施	○					
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）	第4条	新型インフルエンザ等対策についての訓練のための交通の禁止又は制限の手續に関すること。		○	○			
集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和35年島根県条例第46号）	第3条	集団示威運動等の許可申請書の受理			○			
	第5条	許可、不許可、許可条件等を記載した書面の交付又は掲示板への掲示			○			
	第6条	許可を取り消した旨を記載した書面の交付			○			
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号）	第3条第1項	施設管理者等からの通報の受理			○			
	第3条第2項	施設管理者等以外からの通報の受理			○			
	第4条	公務操縦者からの通報の受理			○			